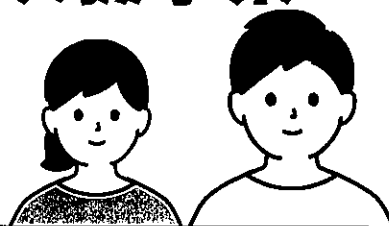


三木市 若年者在宅ターミナルケア支援事業

三木市では、18歳以上 40歳未満のがん患者の方が
住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活
を送れるよう、訪問介護および福祉用具貸与に係る利用
料の一部を助成します。



▼ 対象者

○18歳以上40歳未満の三木市民

(※ただし、18歳から20歳未満の小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している者は除く。)

○医師から末期がんと診断され、治癒を目的とした治療を行わない方で、在宅生活への支援および介護が必要な方

※所得制限はありません。

▼ 対象となるサービス

○訪問介護

(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。

・身体介護

(食事・清拭・入浴・排泄・体位変換などの介助)

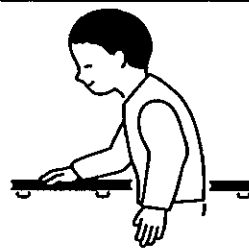
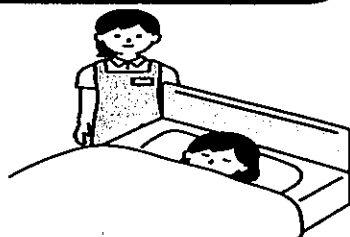
・生活援助

(調理・洗濯・掃除・買い物などの介助)

・通院などの乗降介助

○福祉用具レンタル

- ・車いす
- ・特殊寝台
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・手すり
- ・スロープ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置



▼ サービス利用料への助成額と利用負担額、利用回数

○助成額は1か月あたり上限**6万円**まで

○訪問介護サービスの利用回数は**週3回**まで

◇サービス利用料は、一旦全額お支払いいただき、その後利用料の9割相当額を助成します。

※生活保護受給者世帯については、全額免除します。

▼ 申請の流れ

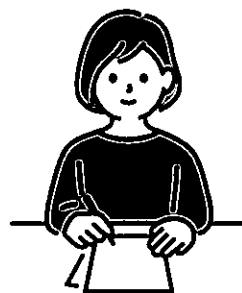
1. 利用申請

申請書と医師の意見書を提出してください。

〈提出書類〉

①利用申請書(様式1)

②医師意見書(様式2)



2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書を送付します。

3. 訪問介護サービスの利用、福祉用具の貸与

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

4. サービス利用料の支払い

介護サービス事業者で請求された額を一旦全額支払い、領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

5. 助成金の請求

請求書と領収書・利用明細書を健康増進課または健康福祉課へ提出してください。

〈提出書類〉

①請求書(様式9)

②サービス利用をうけた事業所の領収書

③サービス利用をうけた事業所のサービス内容・回数・金額が記載された明細書

※請求金額は、サービス利用料から自己負担分(1割相当額)を除いた額を請求してください。

※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできます。

6. 審査、申請者への助成金の支払い

申請内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

●申請先

① 三木市役所
健康増進課健康政策係
〒673-0492
三木市上の丸町10番30号

または

② 吉川支所 健康福祉課
〒673-1192
三木市吉川町大沢412番地
吉川健康福祉センター

《 問 合 せ 先 》
三 木 市 健 康 増 進 課
健康政策係 TEL:0794-82-2000